附則第八十五条第一項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十二年四月」を「令和二年四月」に、「平成三十三年三月」を「令和三年三月」に、「平成三十三年四月」を「令和三年四月」に、「平成三十四年三月」を「令和四年三月」に、「平成三十四年四月」を「令和四年四月」に、「平成三十五年三月」を「令和五年三月」に、「平成三十五年四月」を「令和五年四月」に、「平成三十六年三月」を「令和六年三月」に、「平成三十六年四月」を「令和六年四月」に、「平成三十七年三月」を「令和七年三月」に、「平成三十七年四月」を「令和七年四月」に、「平成三十八年三月」を「令和八年三月」に、「平成三十八年四月」を「令和八年四月」に、「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に改め、同条第二項中「平成四十一年八月までの月分の」を「令和十一年八月までの月分の」に改め、同項第一号中「平成三十九年三月」を「令和九年三月」に改め、同項第二号中「平成三十九年四月」を「令和九年四月」に、「平成四十一年八月」を「令和十一年八月」に、「平成三十九年九月」を「令和九年九月」に、「平成四十年八月」を「令和十年八月」に改める。

附則第百二十二条中「給付」を「給付（これらの給付のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）並びに」に、「並びに附則第七十九条に規定する年金である給付」を「（これらの給付のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）」に改め、「前条の規定による改正後の」を削る。

第五十六条　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第五十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条ただし書を削る。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十八条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条　削除

附則第百三十九条第一項中「附則第五条の二第六項及び第七項」を「附則第五条の二第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「附則第百三十七条の規定による改正後の」を削る。

（船員保険法に基づく年金受給権者に関する経過措置）

第五十九条　第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百二十一条の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者とみなされて同号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正）

第六十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。次条及び附則第八十一条第一項において「年金給付遅延加算金支給法」という。）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（受給権の保護）」に改め、同条第二項を削る。

（保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の受給権者に関する経過措置）

第六十一条　第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の年金給付遅延加算金支給法第四条第二項の規定により保険給付遅延特別加算金（年金給付遅延加算金支給法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。）又は給付遅延特別加算金（年金給付遅延加算金支給法第三条に規定する給付遅延特別加算金をいう。附則第八十条第一項及び第二項並びに第八十一条第一項において同じ。）の支給を受ける権利をそれぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなされて改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けている者に対する当該貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第六十二条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第六十三条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項ただし書を削る。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正）

第六十四条　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条ただし書を削る。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）

第六十五条　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項ただし書を削る。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第六十六条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書を削る。

（証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正）

第六十七条　証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条ただし書を削る。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第六十八条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項ただし書を削る。

第七十一条中「、同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」と」を削る。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第六十九条　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号から第八号までを削る。